

『顕揚聖教論』 「攝勝決擇品第十一」  
第35偈について

早 島 理

On the kārīka XI-35 in 『顕揚聖教論』

Osamu HAYASHIMA

【はじめに】

インド大乘佛教瑜伽行唯識学派を代表する哲学者無著（Asaṅga, ca.AD.375～430）の著作『顕揚聖教論』（以下『顕揚論』，大正31，No.1602）「攝勝決擇品第十一」第35偈<sup>1</sup>長行に引用される経典を通じて，同論書における「聖教」の意味を考察するのが小稿の目的である。

【一】

『顕揚論』が「聖教」の重要な意味を最初に提示するのは周知の如く，冒頭の帰敬偈<sup>2</sup>（仮に七言四句四偈とする）においてである。四偈頌のうちここでは最初の三偈を引用する。

善逝善説妙三身 無畏無流證教法 上乘真実牟尼子 我今至誠先鑽禮  
稽首次敬大慈尊 將紹種智法王位 無依世間所帰趣 宣説瑜伽師地者  
昔我無著從彼聞 今當錯綜地中要 顕揚聖教慈悲故 文約義周而易曉

善逝・善説にして妙なる三身〔の佛〕と，無畏・無流の證教である法と，上乘にして真実なる牟尼子とに，我れ今誠を至して先ず鑽禮す。

稽首して次に大慈尊という，將に種智法王位を紹ぐべく〔者に〕して，無依なる世間の帰趣する〔者に〕して，瑜伽師の地を宣説する者に敬す。

昔，我れ無著は彼れ従り聞き，今當に地中の要を錯綜し，聖教を顕揚すべし。慈悲の故に，文約やかに義周ねく而して曉り易し。

この帰敬偈は第1偈で佛・法・僧の三宝に帰命礼拝し，第2偈では「瑜伽師地」（『瑜伽師地論』，以下『瑜伽論』）を「宣説」する「大慈尊」すなわち弥勒 Maitreya-nātha に恭敬し，続く第3偈では著者無著がこの論書を論じる意図を陳述するという内容からなる。このうち「今當錯綜地中要顕揚聖教」とあるように，『瑜伽論』の「要」（真髓）を「錯綜」し，そこに説かれている「聖教」を「顕揚」するのがこの論書の目的とされる。したがって，「聖教」とは直接には『瑜伽論』を，広義には『瑜伽論』に説かれる教説を意味することになるろう。

では『顕揚論』における「聖教」の具体的な用例を見てみよう。

- (1)論曰聞十二分教者謂聞契經應頌記別諷頌自說緣起譬喩本事本生方廣未曾有法論議聖教  
 (「摂淨義品第二」 vol.6,508c15-17)  
 論じて曰く。十二分教を聞くとは、謂く、契經・應頌・記別・諷頌・自說・緣起・譬喩・  
 本事・本生・方廣・未曾有法・論議の聖教を聞くなり。
- (2)如說諸惡者莫作諸善者奉行善調伏自心是諸佛聖教 (「摂淨義品第二」 vol.12,536a5-6)  
 諸惡は作す莫れ、諸善は奉行し善く自心を調伏す。是れ諸佛の聖教なりと説くが如し。
- (3)如上所說事時補特伽羅佛薄伽梵依此三處流布聖教故名依處  
 (「摂淨義品第二」 vol.12,538a25-26)  
 上の所説の事・時・補特伽羅の如く、佛・薄伽梵、此の三處に依り聖教を流布す。故に  
 依處と名づく。
- (4)次第者略有三種一圓滿次第第二解釋次第三能成次第爲顯此三次第略引聖教如世尊言  
 (「摂淨義品第二」 vol.12,539b19-21)  
 次第とは、略して三種有り。(中略)此の三次第を顯さんが爲に略して聖教を引く。世尊  
 の言うが如し。
- (5)道理及び聖教 (yukti, āgama) (「成無常品第四」 vol.14,548c26,27,549a03 など)

「諸佛聖教」・「佛薄伽梵…流布聖教」・「引聖教如世尊言」や「道理と聖教」・「十二分教…  
 聖教」などの表現は、漢訳に基づく限りであるが<sup>3)</sup>、この論書における「聖教」とは「佛・  
 世尊の説かれた教説」を示唆する。これによれば、「聖教を顕揚する」とは、『瑜伽論』に  
 説示される佛・世尊の説かれた教説を顕らかに掲げるの意となろう。つまり『顕揚論』に  
 おける「聖教」とは直接的には『瑜伽論』を示しながら、その背後に「佛説」の存在を伺  
 わせるものがある。

このことは次のように理解されはしまいか。『顕揚論』が「今當錯綜地中要顕揚聖教」と  
 説くとき、それは単に『顕揚論』の議論が『瑜伽論』に依拠している事を告げるのみなら  
 ず、その教義が、『瑜伽論』に継承された佛・世尊の教説に基づくものであることを主張し  
 ているのである。換言すれば、瑜伽行学派の『顕揚論』が展開する大乘の教義こそが、佛・  
 世尊が教え説かれた真意を過不足なく伝えるものであり、真の佛説であることを宣説して  
 いるのである。それが「顕揚聖教」の意である、と。

以下には、このことを「攝勝決擇品第十一」第35偈を通じて検証しよう。

## [二]

『顕揚論』で展開される論議の主題は、「攝事品第一」第一偈で「九事」(瑜伽行学派にとつ  
 ての九種の根本主題事項, vastu; 一切・界・雜染・諦・依止・覺分・補特伽羅・果・功德)  
 として提示される<sup>4)</sup>。「攝勝決擇品第十一」は、「九事」のもとに集成された「聖教」を「摂」  
 する「攝事品第一」に対する「勝」れた「決擇」の章である。それ故「攝勝決擇品」は「九  
 事」に従って「一切事決擇」第一、乃至「功德決擇」第九までの九種の大科よりなる。こ  
 こで論じる第35偈は九種決擇の第六「覺分決擇」中、第8「修道斷沈掉義」・第9「觀察捨  
 惑盡愛義」に対応する<sup>5)</sup>。

「攝事品第一」の第六「覚分事」では「四念住」を始めとする三十七菩提分法以下「廣大阿世耶」まで28の項目が論じられる<sup>6)</sup>。ところが、この第六「覚分事」に対する「攝勝決擇品」中第六「覚分決擇」では三十七菩提分法第一の、したがって28項目第一の四念住に焦点を当てて議論が展開される。「覚分決擇」よりは「四念住決擇」とでも称すべき内容である<sup>7)</sup>。

さて、その「覚分決擇」第8「修道斷沈掉義（念住修位の二種の相應道）」・第9「觀察捨惑盡愛義（念住修位の相應道の觀察）」を論じる第35偈及び長行は以下のごとくである<sup>8)</sup>。

復た次に、頌に曰く。

沈・掉を斷ぜんが爲に、相應の道に二種あり。

觀察して煩惱を捨す。及び三愛を盡さんが爲なり。(kā.35)

#### 〈八 修道斷沈掉義〉

論じて曰く。念住修位の中に於て、沈・掉<sup>9)</sup>を斷ぜんが爲の故に應に二種の相應の道<sup>10)</sup>を修すべし。『比丘尼經』<sup>11)</sup>及び『取自心相經』<sup>12)</sup>に説けるが如し。

云何が『比丘尼經』に説けるや。彼の經に言うが如し。「沈没<sup>13)</sup>を斷ぜんが爲めの故に、應當に少分の可愛にして清淨の相貌を思惟すべし。掉動<sup>14)</sup>を斷ぜんが爲めの故に、復た應に略(578a)攝すべし」と。

云何が『取自心相經』に説けるや。彼の經に言うが如し。「自心の相を取らざるに由るが故に、心をして沈没せしむ。少分の可愛の外相を取るに由るが故に、沈の隨煩惱、暫時に斷息す。然も心未だ定を得ずんば、復た更に其の心を略攝せよ。沈没の過を見れば、復た外相を取れ。掉動の過を見れば、後に復た更に自心の相を取れ。爾の時、能く沈・掉の隨煩惱を斷じ、心、正定を得て、其の心を略攝して自心の相を取る。沈・掉を離るるが故に」と。

#### 〈九 觀察捨或盡愛義〉

復た次に、相應道の觀察に由るが故に、能く煩惱を捨す。應に知るべし、『鷄經』<sup>15)</sup>に説けるが如し。故に彼の經に言わく。言う所の「鷄<sup>16)</sup>」とは行者の心に喩う。「所行に非ざる處に行く」とは、彼の行者、可愛の境界を思惟するに喩う。「鷄<sup>17)</sup>に執せらるるを被る」とは、彼の行者、貪纏に執せらるる所と爲るに喩う。「鷄、怨訴す」とは、彼の行者の心に變悔を生ずるに喩う。「暫く放捨す」とは、彼の行者の貪纏、暫息するに喩う。「土塊」とは、五取蘊に喩う。「大場壠<sup>18)</sup>」とは、無常觀に喩う。「窟穴」とは、眞如觀に通達するに喩う。「鷄子よ、と喚びて」とは、觀察作意するに喩う。「鷄、迅來す」とは、彼の貪纏、將に現在前せんとするに喩う。「窟穴に入る」とは、眞如觀を思惟するに喩う。「鷄、自ら苦害す」とは、隨眠の斷に喩う。

復た次に、此の相應の道當に知るべし、能く三愛を盡す。謂く助伴愛、利養愛、後有愛なり。此を對治せんが爲の故に、我と法とに差別有ること無きを顯す。

(大正31, 577c~578a)

長行冒頭に「念住修位の中に於て、沈・掉を斷ぜんが爲の故に應に二種の相應の道を修すべし。」とあるように、この第35偈は「四念住」の修習のうち、「昏沈 styāna と掉挙 audd-

hatya を断滅し, 「奢摩多と毘鉢舍那の止観道を修習する」ことが説かれ, その教証として三種の阿含經典(前者に2經, 後者に1經)が引用されている。これら三種の經典, 『比丘尼經』・『取自心相經』・『鷓經』は, 各々『雜阿含』615「比丘尼經」(*Bhikkhū vāsakko*), 616「厨子經」(*Sūdo*), 617「鳥經」(*Sakunagghi*)に同定されている<sup>19)</sup>。雜阿含の一連の經典が前後して引用されていることに注目したい。

さらに, 後に詳論するように, 『顕揚論』のこれら三種の教証の經典が, そのまま『瑜伽論』「攝事分中契經事菩提分法擇攝」の「四念住」で論じられていることに留意すべきである。周知のように, 『瑜伽論』「攝事分」は瑜伽行学派にとっての根本教義文典に当たる「素咀纜事」(*sūtra-vastu*, 表題は「契經事行擇攝」～「契經事菩提分法擇攝」, 玄奘訳 vols. 85-98), 「毘奈耶事」(*vinaya-vastu*, 同「調伏事總擇攝」, vols.99-100), 「摩咀理迦事」(*mātrkā-vastu*, 同「(本母事序辯攝」, vol.100)という三種の事の集大成である<sup>20)</sup>。

これら三事のうち契經事は雜阿含に対するこの学派の經典解釈ともいうべき性格のものである。したがって『顕揚論』のここ「四念住」の決擇は, 雜阿含→『瑜伽論』「攝事分」→『顕揚論』という思想の流れをふまえて論じられていると理解されるのである。今は紙面の制約もあり, 第3の『鷓經』を中心に考察を試みよう。

さて, ここで教証として引用される『鷓經』と四念住修習との対応関係を整理・確認すると以下の如くなる。

#### [対応表1]

經典引用	四念住修習
① 「鷓」……………行者の心	
② 「所行に非ざる處に行く」……………彼の行者, 可愛の境界を思惟す	
③ 「鷓に執せらるるを被る」……………彼の行者, 貪纏に執せらるる所と爲る	
④ 「鷓, 怨訴す」……………彼の行者の心に變悔を生ず	
⑤ 「暫く放捨す」……………彼の行者の貪纏, 暫息す	
⑥ 「土塊」……………五取蘊	
⑦ 「大場壠」……………無常觀	
⑧ 「窟穴」……………眞如觀に通達す	
⑨ 「鷓子よ, と喚びて」……………觀察作意す	
⑩ 「鷓, 迅來す」……………彼の貪纏, 將に現在前せんとなす	
⑪ 「窟穴に入る」……………眞如觀を思惟す	
⑫ 「鷓, 自ら苦害す」……………隨眠の斷	

このように, 『顕揚論』の〈九 觀察捨或盡愛義〉は『鷓經』からの部分引用12例と, それに対応する四念住修習の断片的説明のみに終始する。この論述のありようは, 瑜伽行学派の伝統では, 四念住に対する教証經典もそれに対応する四念住修習の次第も, とともに説明を必要としない周知のことであったことを伺わせる。瑜伽行学派には自明の, そして我々には必ずしも明白でない, 四念住の教証と修習次第とを, 我々はそれぞれ, 雜阿含經617「鳥經」(*Sakunagghi*)と『瑜伽論』「攝事分」とに求めることができる。つまり, 四念住を説いた阿含と, その阿含を具体的な修習次第に構築した『瑜伽論』との, この両者を継承し

て『頭揚論』はこの〈九 観察捨或盡愛義〉を展開しているのである。以下には両者の検討を試みよう。

### [三]

すでに何度か触れたように、『鷓經』は雑阿含經617「鳥經」(Sakuṇagghi)に同定される。今は『頭揚論』との対応のため、求那跋陀羅訳を引用する<sup>21)</sup>。

(617) 是の如く我聞けり。一時、佛、舍衛国祇樹給孤独園に住せり。爾時、世尊、諸の比丘に告ぐ。過去世の時、一鳥有り、名づけて羅婆と曰う。鷹の爲に捉えられ、虚空に飛騰し、空に於て鳴喚して言く、「我、自覺せずして忽に此の難に遭う。我、座に父母の境界を捨離して他處に遊ぶが故に此の難に遭う。如何せん、今日、他の爲に困しめられ、自在を得ず」と。鷹、羅婆に語る。「汝、當に何處に(173a)自らの境界有りて、自在を得べきや」と。羅婆、答えて言く、「我、田の耕墾の中に於て自らの境界有り、諸の難を免るるに足る。是れ我が爲に家にして父母の境界なり」と。鷹、羅婆に憍慢を起して言く、「汝を放ち、耕墾の中に去還せしめん。能く脱するを得んや、以不<sup>いな</sup>や」と。是に於て羅婆、鷹の爪より脱するを得。還りて耕墾の大塊の下に到り、止る處に安住す。然る後、塊上に於て鷹と闘わんと欲す。鷹、則ち大に怒る。「彼は是れ小鳥なるに敢て我と闘う」と瞋恚極めて盛に、駿<sup>すみや</sup>かに飛びて直ちに搏つ。是に於て羅婆、塊下に入る。鷹鳥、飛ぶ勢に臆<sup>むね</sup>を堅塊に衝き、身を碎きて即死す。時に羅婆鳥、深く塊下に伏し、仰いで偈を説いて言わく。

鷹鳥、力を用て来り	羅婆、自界に依る
瞋の猛威の力に乗じ	禍を致し其の身を碎く
我、具足し通達し	自の境界に依り
怨を伏して心随喜す	自ら觀て其の力を欣ぶ
設い、汝、兇愚にして	百千の龍・象の力有らんも
我が智慧の	十六分の一に如らず
我が智の殊勝なるを觀よ	蒼鷹を摧滅せり

是の如く、比丘よ、彼の鷹鳥の如きは愚癡にして自ら親しむ所の父母の境界を捨て、他處に遊び斯の災患を致す。汝等比丘も亦た應に是の如くなるべし。自の境界の所行の處に於て應に善く守持し、他の境界を離るべし、應當に學すべし。比丘よ、他處・他境界とは、謂く、五欲の境界なり。眼、可意なるを見て妙色を愛念し、欲心にて染著す。耳は聲を識り、鼻は香を識り、舌は味を識り、身は觸を識り、可意にして妙觸を愛念し、欲心にて染著す。是を比丘の他處他境界と名づく。比丘よ、自ら父母の境界に處すとは、謂く四念處なり。云何が四と爲す。謂く、身の身觀念處、受・心・法の法觀念處なり。是の故に比丘よ、自行處の父母の境界に於て、自ら遊行し、他處・他境界を遠離すと、應當に學すべし。佛、此の經を説き已れり。諸の比丘、佛の所説を聞き、歡喜・奉行す。

この「鳥經」は、羅婆鳥(『頭揚論』の鷓に対応)と鷹(同、鶴に対応)との寓話の前半(偈頌まで)及びその寓話と四念處との対応の後半とからなる。先ず、我々はこの經典の前

半部から、『顯揚論』の鷓と鷓との寓話を理解することができる。両者を検討すれば明らかのように、雑阿含「鳥經」やSakuṇagghiと『顯揚論』の『鷓經』とは、内容的には合致するものの、当然のことながら経文が一致するわけではない。あえて対応を示すと、以下の如くになる。

[対応表 2]

『顯揚論』所引の『鷓經』	求那跋陀羅訳「鳥經」
① 「鷓」……………	「羅婆」
② 「行非所行處」……………	「座捨離父母境界而遊他處」
③ 「被鷓所執」……………	「爲鷹所捉」
④ 「鷓怨訴」……………	「鳴喚言」
⑤ 「暫放捨」……………	「於是羅婆得脱鷹爪」
⑥ 「土塊」……………	「塊」
⑦ 「大場壠」……………	「耕壠」
⑧ 「窟穴」……………	「大塊之下」
⑨ 「喚鷓子」……………	「欲與鷹鬪」
⑩ 「鷓迅來」……………	「鷹則…駿飛直搏」
⑪ 「入窟穴」……………	「羅婆入於塊下」
⑫ 「鷓自苦害」……………	「鷹鳥飛勢臆衝堅塊，碎身即死」

他方、この經典の後半部では、「他處他境界＝五欲境界」・「自處父母境界＝四念處」の対応のもと、前者を「遠離」し後者を「自遊行」することが説かれる。しかし、『顯揚論』のような、具体的な四念住修習次第には触れられていない。この四念住修習次第について、次に『瑜伽論』「攝事分」を見てみよう<sup>22)</sup>。

復た次に、諸の苾芻有り。諸念住に於て正勤修習す。而も是れ異生にして或は、勝妙可愛の境界、正に現在前する有り、或は復た獨處して諸の相状を得、失念するに由るが故に、不如理の想を以て依止と爲し、率爾に、猛利の貪纏を發起す。彼、此の纏に於て深心に厭恥し、自身、厄難極鄙穢處に於て墮するが如く謂い、猛利に遠離を思ふ心を發起す。是の如き行に由り、便ち、彼の纏に於て心に解脱を得。既に解脱し已り心に歡喜生じ、此れ従り已後、猛利の厭を起し、猛利の厭の後、無常想を得。大犁を見るが如く、諸行の塊を發し、便ち、聖締に於て如實に現觀し、其を以て涅槃に依止し依附す。又た即ち有學にして、觀察作意し、勝妙の境に於て淨相を思惟するも、未だ貪の隨眠を永斷せざるに由るが故に、貪纏、率爾に生起し現前するに、尋いで復た彼に於て深く過患を見、此の纏及び隨眠を斷ぜんを欲するが爲に、無相定に入る。是の如く能く餘の未斷の法を斷じ、定より起ち已りて如實に一切已に斷ぜりと了知し、微妙なる解脱の喜樂を領受し、如實に自己を觀見す。大智力を成就するが故に、名づけて彊盛と爲す。諸の魔羅品<sup>23)</sup>は其の力、羸劣なり。

(vol.97,860c16-861a2)

冒頭に「諸念住に於て正勤修習す」と明記され、また印順編『雑阿含論會編』（註記(11)の参照）が、雑阿含經617「鳥經」にこの「攝事分」を付すにあたり「諸纏」と記したように、四念住の修習により「纏」を断滅することがここでのテーマである。その具体的なプロセスは、凡夫「異生」が「勝妙可愛の境界，正に現在前する有り」乃至「如實に自己を觀見す」まで詳細に説かれている。その修習次第は『顯揚論』との対応を考慮すれば、引用文中の下線のようにa～kの11項目に要約されよう。両者の対応は以下の如くである。

### [対応表 3]

『瑜伽論』「攝事分」	『顯揚論』〈九 觀察捨或盡愛義〉
a 「勝妙可愛の境界正に現在前す」……………	②彼の行者，可愛の境界を思惟する
b 「猛利の貪纏を發起す」……………	③彼の行者，貪纏に執せらるる所と爲る
c 「此の纏に於て深心に厭恥し」……………	④彼の行者の心に變悔を生ず
d 「彼の纏に於て心に解脱を得」……………	⑤彼の行者の貪纏，暫息す
f 「諸行の塊」……………	⑥五取蘊
e 「無常想」……………	⑦無常觀
g 「聖諦に於て如實に現觀す」……………	⑧眞如觀に通達す
h 「觀察作意」……………	⑨觀察作意す
i 「貪纏，率爾に生起し現前す」……………	⑩彼の貪纏，將に現在前せんとす
j 「無相定に入る」……………	⑪眞如觀を思惟す
k 「未斷の法を斷じ…一切已に斷ぜり」…	⑫隨眠の斷

この対応は、雑阿含「鳥經」を教証とする『顯揚論』〈九 觀察捨或盡愛義〉の四念住修習の具体的な次第が、『瑜伽論』「攝事分」に依拠したものであることを明示している<sup>24)</sup>。

これまでの考察，具体的には対応表1・2・3を通じて，我々は，四念住についての『顯揚論』の論述が『瑜伽論』に依拠し，さらにそれが阿含に基づいて展開されていることを理解したわけである。これは，ここ『顯揚論』〈九 觀察捨或盡愛義〉の依拠したのが，たまたま『瑜伽論』「攝事分」であったからではない。『顯揚論』の解読にあたり，その論述が，帰敬偈の「錯綜地中要」の如く，直接・間接的に『瑜伽論』に依拠し，その背後に阿含の存在を予測させることは，多々出会うことである。個別的な論証は今後の課題であるが，このことは『顯揚論』論述の基本とも云うべきものである。

このように『顯揚論』の論述が，この学派の教義体系や瞑想体験の集大成とでも云うべき『瑜伽論』に依拠することに止どまらず，阿含經典に基づくことを直接間接的に強調し主張する意図を如何様に受け止めるべきであろうか。換言すると，帰敬偈「錯綜地中要」のみならず併せて，「顯揚聖教」する真意は如何様に理解すべきであろうか。

### [四]

上述の如く，『顯揚論』の主題は九事，即ち一切・界・雜染・諦・依止・覺分・補特伽羅・果・功德である。その最終項目「功德」は，「攝事品第一」「功德事」の論述が「四無量」以下の「共法八類」（共：聲聞・獨覺乘と共通）及び「三十二大丈夫相」以下の「不共法十

二類」(不共：菩薩乘のみに固有)であることから理解されるように、佛道修行の結果に伴う「功德」である。ところが同じく「功德」を「共・不共」として説きながら「攝勝決擇品」「功德決擇」のそれは性格をやや異にする。「功德決擇」瞥見のため、科文を簡略に提示しよう<sup>25)</sup>。

## 9 功德決擇

### 9-1 共三義

9-1-1 一 十七増上建立義

9-1-2 二 対治差別無辺義

9-1-3 三 九門思惟義

### 9-2 不共六義

9-2-1 一 五因種姓差別義

9-2-2 二 十因大乘佛説義

9-2-3 三 六因多佛俱出義

9-2-4 四 六因佛説一乘義

9-2-5 五 諸佛平等義

9-2-6 六 佛事任運義

興味を引かれるのは「不共義」である。「不共功德」で論じられる主題は、「攝勝決擇品」第41-43偈に説かれるように、(1)種姓差別義、(2)大乘佛説義、(3)多佛俱出義、(4)佛説一乘義、(5)諸佛平等義、(6)佛事任運義の6項目である。これら六種のテーマは、第一「一切事決擇」乃至第八「果事決擇」として説示された佛道の修習に伴う、大乘に固有の「功德」と解されよう。これまで検討してきた第六「覚分決擇」第35偈の四念住の修習も例外ではない。大乘の菩薩が四念住の修習を実践するとき、(1)種姓差別義、乃至(6)佛事任運義の功德が伴うと云うのである。四念住を含め『顕揚論』で論じられてきた多くの佛道の修習が、これらの功德に収斂されると主張する如くである。

さて上述の如く、『顕揚論』の四念住修習は、阿含→『瑜伽論』→『顕揚論』という継承を背景に論じられてきた。このことと、第九「功德決擇」の「不共功德」との間連性を、とりわけ(2)大乘佛説義(大乘が仏説であることを論じる)・(4)佛説一乘義(いわゆる一乘・三乗をめぐる議論)が説かれる意図を次に検討しよう。阿含に支えられて四念住を論じることと、功德として「佛説」を強調することの関係を明らかにするためである。[そのうち(4)佛説一乘義は紙面の制約もあり、今は簡略に論じるしかない。いずれ別な機会に論及したい]。

ところで、一般に大乘の諸論書が自ら「大乘」について論じる場合、幾つかのテーマに大別される。そのうち瑜伽行学派の諸論書に散見されるこの種の議論は次のように要約されよう。

[1]『瑜伽論』などの三乗併記するもの；三乗を並列的に論じ、大乘の勝れた特色を明記しても、必ずしも他の二乗に比して優位性を強調するものではない。

[2]『大乘莊嚴經論』(Mahāyānasūtrālaṃkāra 以下, MSA) I-7・『顕揚論』「攝勝決擇品」大乘佛説義などの大乘仏説論を説くもの；大乘非仏説論に対抗して、大乘が(あるいは、

大乘も) 仏説であることを主張する。

[3-1]MSA XI-53~59「求一乗義, ekayānatā-paryeṣṭi」・『攝大乘論』X-32・『顯揚論』「攝勝決擇品」佛説一乗義などの求一乗を論じるもの<sup>26)</sup>；一乗=大乘の優位性を論じるが、必ずしも他の二乗を否定するものではない。

[3-2]MSA XIX-59・『顯揚論』「攝淨義品第二」大乘性 (548c) などの大乘の偉大さ・優位性 (mahāyānamahatva) を強調するもの<sup>27)</sup>；上記[2]が大乘は仏説であることを説いたのに対し、聲聞・獨覺乘に比して勝れている大乘こそが、あるいは大乘のみが仏説であることを強調するもの。

おそらく、いずれ詳細に論及しなければならないが、この[1]~[3]のような次第で大乘をめぐる議論は展開したと想定される。

そのうち[2]大乘仏説論は、上記の2資料についてすでに宇井伯壽博士が、「當時大乘非仏説論があったので、それに対抗したものであらう。何等の反対もないのに、わざわざかかる論証を試みる要があるとは考へられないからである。」<sup>28)</sup>と述べているように、いわゆる「大乘非佛説論」<sup>29)</sup>に対抗して主張されたものである。ところがこの議論を巡る瑜伽行学派の現存資料は上記のもののみである。MSA 以降の『中辺論』、『攝大乘論』、『阿毘達磨集論』あるいは『三十頌』などでは[2]大乘仏説論が見られず、大乘が仏説であることは当然の前提として、その上で、[3]特に[3-2]大乘の偉大さ・優位性 (mahāyānamahatva) が論じられている。このことは、大乘の仏説であることが速やかに容認され、大乘仏説論を展開する必然性が薄れて来たからではなかろうか。とすれば『顯揚論』があえてこの[2]大乘仏説論をそれも「攝勝決擇品」「功德決擇」で展開し、さらに[3-1]大乘一乗論〈同、六因佛説一乗義〉、[3-2]大乘の偉大さ・優位性 (mahāyānamahatva) の強調〈「攝淨義品第二」大乘性〉と併せ説いていることの意味を検討しなければならない。

さて、「不共六義」中第二「十因大乘佛説義」の議論に戻ろう。『顯揚論』は次のように論述する。

問う、云何が應に知るべし、大乘の言教是れ佛所説なるを。答う。十種の因に由るが故なり。一に先に記別せざるが故に。二に今知る可からざるが故に。三に多く所作有るが故に。四に極重障の故に。五に尋伺の境界に非ざるが故に。若し先に聞かずば是の如く尋思・計度すること能わず。是の故に若し是れ餘の所説なりと言わば道理に應せず。六に大覺を證するが故に。若し未だ成佛せずして能く佛教を説くとは道理に應せず。七に第三乘無しの過失の故に。八に此れ若し有ること無くは應に一切智者の成無かるべしの過失の故に。九に此を縁じて境と爲し、理の如く思惟の一切の諸煩惱を對治するが故に。十に應に言の如く彼の意を取るべからざるが故に<sup>30)</sup>。(581b)

このように『顯揚論』は「十種の因に由るが故」に「大乘の言教是れ佛所説なるを」、すなわち大乘が佛説であることを主張する。しかしこれらの論述はいづれも断片的であり、理解に困難がともなう。

我々は幸いなことに、同質の大乘仏説論をMSA第I章第7偈に見い出すことができる。このMSAの大乘仏説論を見てみよう。

naivedaṃ mahāyānaṃ buddhavacanaṃ kutas tasyāyam anuśaṃso  
bhaviṣyatīty atra vipratipannās tasya buddhavacanaṭvaprāsādhanaṃrtham kār-  
anavibhājyam ārabhya ślokaḥ /

<1> ādāv avyākaraṇāt <2> samapravṛtter <3> agocarāt <4> siddheḥ /  
<5> bhāvābhāve 'bhāvāt <6> pratipakṣatvād <7> rutānyatvāt //7//

<1> ādāv avyākaraṇāt yady etat saddharmāntarāyī<sup>31)</sup> paścāt kenāpy  
utpāditaṃ / kasmād ādau bhagavatā na vyākṛtam anāgatabhaṅgavat /

<2> samapravṛtteḥ samakālaṃ ca śrāvakayānena mahāyānasya pravṛttir  
upalabhyate na paścād iti katham asyābuddhavacanaṭvām vijñāyate /

<3> agocarān nāyam evam udāro gambhīraś ca dharmas tārkkikāṇaṃ  
gocaraḥ / tīrthikaśāstreṣu tatprakārānupalambhād iti / nāyam anyair bhāṣito  
yujyate / ucyamāne 'pi tadanadhimukteḥ /

<4> siddher athānyenābhisambudhya bhāṣitaḥ / siddham asya budd-  
havacanaṭvām / sa eva buddho yo 'bhisambudhya evaṃ bhāṣate /

<5> bhāvābhāve 'bhāvād yadi mahāyānaṃ kiṃcid asti tasya bhāva siddham  
idaṃ buddhavacanaṃ ato 'nyasya mahāyānasyābhāvāt / atha nāsti tasyābhāve  
śrāvakayānasyāpy abhāvāt / śrāvakayānaṃ buddhavacanaṃ na mahāyānaṃ  
iti na yujyate vinā buddhayānena buddhānām anutpādāt /

<6> pratipakṣatvāt / bhāvyamānaṃ ca mahāyānaṃ sarvanirvikalpaj-  
ñānāśrayatvena kleśānāṃ pratipakṣo bhavati tasmād buddhavacanaṃ /

<7> rutānyatvāt / na cāsya yathārutam arthas tasmān na yathārutārth-  
ānusāreṇedaṃ abuddhavacanaṃ veditavyaṃ / (ed.by S.Lévi,p.3)

### 【試訳】

「この大乘は絶対に仏説ではない。[それなのに]この[大乘]にかの功德(anuśa-  
ṃsa)<sup>32)</sup>がどうしてあるというのか[、ありはしない。]とこの点で曲解している人  
達がいる。[彼たちに対して]これ(大乘)こそが仏説であることを証明しようと  
して、理由(kāraṇa)を詳びらかにすることについての一偈

(1)最初に授記がないから、(2)同一時に生起するから、(3)対象界ではないから、(4)  
既に立証されているから、(5)有るもしくは無い場合、無いから、(6)対治となるか  
ら、(7)音声のままではないから、[この大乘こそが仏説である]。(I-7)

(1)「最初に授記がないから」とは、もし正法が妨害されて(衰滅して)、その後  
に、誰かがこれ(大乘)を興起したのである、と[対論者が]云うならば、何故に、  
世尊は最初に「後代に[正法は]妨害される(衰滅する)だろう」との如く、授記  
されなかったのであろうか。

(2)「同一時に生起するから」とは、聲聞乗と大乘とは同一時に生起したことが認  
められているのであって、[大乘は聲聞乗の]後に[生起したと認められるの]  
ではないからである。したがって、何故にこの[大乘]が仏説ではないと理解するのか。

(3)「対象界ではないから」とは、かように広大甚深なこの法は、理論家(tārkkika)

の対象界ではない。[まして]外道の諸論書にこの種のものはいくつか見いだされないのである。したがって、この[大乘]を[世尊]以外の者が説いたというのは正しくない。よしんば[理論家や外道たちに]説いたとしても、[彼らは]それを信頼しないからである<sup>33)</sup>。

(4)「既に立証されているから」とは、たとえ他の人が正覚して説いたとしても、それ(正覚者が説いたの)は仏説であると立証されている。正覚してかように説示する者、彼こそが仏陀にほかならないのである。

(5)「有るもしくは無い場合、無いから」<sup>34)</sup>とは、もし何か大乘が存在するならば、それが有る場合、それが仏説であると立証されるのである。それとは別な大乘は無いからである。あるいは、もし[大乘が]存在しないならば、それが無い場合、聲聞乗もまた無いからである。聲聞乗が仏説で大乘はそうではない、というのは不合理である。仏乗なくして諸仏の出世はないからである<sup>35)</sup>。

(6)「対治となるから」とは、大乘を修習することは、あらゆる無分別智の[生起する]根拠であるから、煩惱の対治となるのである。それ故に[大乘こそが]仏説である。

(7)「音声のままではないから」<sup>36)</sup>とは、音声の意味内容は音声のままではない。それゆえに、音声のままに意味内容を適合させて、これ(大乘)は仏説ではないと理解すべきではない。

MSAを参照しつつ『顕揚論』の読解を試みよう。たとえばMSA<1>の「何故に、世尊は最初に「後代に[正法は]衰滅するだろう」との如く、授記されなかったのであろうか。」を考慮すると、『顕揚論』第一の「一、先不記別故」は「正法が衰滅し、後に大乘が興起するという世尊の記別(預言)が最初に無いから」の意と解されよう。あるいは<2> samapra-  
vṛtteḥを参照すると「七、無第三乗過失故」は「聲聞・独覺・菩薩の三乗とも仏説として同時に生じたのである。大乘が非仏説ならば、第三の乗(菩薩乗)が無いという過失になるからである。(そうならば聲聞・独覺乗とも存在しないことになるだろう。)」と理解される。

「八、此若無有應無一切智者成過失故」は<5> bhāvābhāva 'bhāvāt の後半のみを継承したと理解される。すなわち「大乘が無ければ聲聞乗も無く、したがって諸仏の出世(一切智者が成ずること)も無くなるだろう」の意となろう。同様にして、判断し難い項目もあるが、両者は以下の如くに対応する。

#### [対応表 4]

『顕揚論』	MSA I-7
一、先不記別故。……………	<1> ādāv avyākaraṇāt
二、今不可知故。	
三、多有所作故。	
四、極重障故。	
五、非尋伺境界故。……………	<3> agocarāt
六、證大覺故。……………	<4> siddheḥ

- 七、無第三乘過失故。…………… <2> samapravṛtteḥ  
 八、此若無有應無一切智者成過失故。…………… <5> bhāvābhāve 'bhāvāt  
 九、緣此爲境如理思惟對治一切諸煩惱故。… <6> pratipakṣatvāt  
 十、不應如言取彼意欲…………… <7> rutānyatvāt

この両者の対応は、『顕揚論』がMSAの大乗仏説論を承知していたことを伺わせる。『顕揚論』がMSAを継承したとも、あるいは両論書に先行して既に大乗仏説論があり、両者がおのおの受け継いだとも推測される。だが、両論書に先行するであろう『瑜伽論』にこの種の大乗仏説論が見あたらないこと、年代論的に『瑜伽論』より以前に大乗仏説論が存したとは認め難いことを考慮すると、前者の妥当性が高いだろう。

とすれば『顕揚論』のここでの議論は、MSAに依拠し敷衍することで、自説が大乗の教義に沿ったものであり、同時にそれが仏説であることを宣説していることになる。今は詳細な検討を省略せざるを得ないが、大乗仏説論に引き続き『顕揚論』が論及する「三六因多佛俱出義」や「四六因佛説一乘義」についても同様なことが云えよう。

つまり『顕揚論』は自らが論じる大乗の教義が仏説であることを、二段階に分けて論証しているのである。すなわち、①瑜伽行学派の伝統に沿った自説が大乗の教義であることを、先行する諸論書に依拠しあるいは敷衍することで確証し<sup>37)</sup>、同時に②その大乗の教義が他ならぬ仏説であることを論証する。この論議は、本稿前半で論及した、みづから依拠する『瑜伽論』がその背後に阿含の存在を伺わせ、阿含を継承した仏説であること、およびその教義を宣説する『顕揚論』こそが仏説に他ならないことを顕揚することにそのまま繋がるものである。

このような理解が認められるならば、『顕揚論』が、MSAの大乗仏説論などを継承し、しかも他ならぬ「攝勝決擇品第十一」「功德決擇」の「不共功德」においてその論述を展開した意図を、我々は読みとることができたと云えるのである。

## [五]

はなはだ鳥瞰視的な議論ではあるが、これまでの論述は以下のように要約されよう。

- (1) 『顕揚論』は自ら説く瑜伽行学派の教義が、大乗のそれであり、同時に佛・世尊の説かれた直々の教説に他ならないことを宣説する。
- (2) 『顕揚論』は直接・間接的に『瑜伽論』を論拠として引用する。その『瑜伽論』は『顕揚論』が「地中の要を錯綜すべき」とした大乗瑜伽行派の論拠である。同時に『瑜伽論』の論述はその背後に阿含經典の存在を伺わせ、阿含に支えられたものであることを『顕揚論』は論述する。すなわち、阿含(仏説)→『瑜伽論』→『顕揚論』という思想の系譜のうえに、自らの教説が展開されていることを『顕揚論』は強調する。
- (3) 『顕揚論』は自説が大乗瑜伽行学派の教説であることを論証するため、大乗論書であるMSAに依拠し敷衍的に論述する。
  - (3-1) 『顕揚論』は自説の大乗の教説が仏説であることを論証するため、「攝勝決擇品」でMSAの「七因」(漢訳八因)を継承しつつ「十因」に拡充して大乗仏説論を展開する。
  - (3-2) 『顕揚論』は同時に、大乗仏説論に先立ち「攝淨義品第二」で大乗の偉大さ・優位性(mahāyānamahatva)を強調し、ここ「攝勝決擇品」で大乗一乘論を併せて展開する。こ

これは、自説の大乗が仏説であることのみならず、他ならぬ『顕揚論』で説かれる大乗の教説こそが仏説であることを主張するためである。

(4) 「顕揚聖教」のうち、「聖教」とは『瑜伽論』に展開される教説であり、それはそのまま仏・世尊の教説（阿含）から直々に継承されたものである。その「聖教」を「顕揚」するとは、かように阿含→『瑜伽論』→『顕揚論』として継承されてきた大乗の教説こそが仏説であり、その仏説を過不足なく顕揚することである。それが「九事」からなるこの『顕揚論』に他ならない。

『顕揚論』の解説には、桂紹隆氏（広島大学）、沖和史氏（種智院大学）、とくに「攝勝決擇品第十一」については毛利俊英氏（筑紫女学園）から多大のご教示を得ることができた。また佐世保、洪徳寺所蔵の漢籍文献を利用させていただいた。末尾ながら共に記して謝意を表するものである。

なお本稿は、第47回日本印度学仏教学会（1996.9.6、於立正大学）で発表した草稿に加筆修正したものである。また本稿を草するにあたり、瑜伽行思想研究会（代表、広島大学桂紹隆教授）製作、漢訳データベース『瑜伽論』、『顕揚論』を利用し、検索ソフトは、「file 検索犬ポチ」を用いた。

- (1) 『顕揚論』の科文及び偈頌番号については、早島・毛利「『顕揚論』の科文」（長崎大教育学部社会科学論叢No40）参照。
- (2) 『顕揚論』の偈頌と注釈散文との著者問題については、上記「『顕揚論』の科文」p.82, 註記(1)を、さらにこの帰敬偈の問題点については同 p.83, 註記(4)を参照されたい。この註記(4)に記された帰敬第3偈の読み「今當に地中の要を錯綜すべし、聖教を顕揚するは慈悲の故にして、文約やかに義周ねく而して易し暁し。」はここでは採らない。
- (3) 玄奘訳にのみ残存する『顕揚論』を論じながら「漢訳に基づく限り」とするのは以下の理由による。『顕揚論』の「聖教」を、単に「教説」・「尊い教え」の意味を越えた、佛・世尊の説かれた教えと理解するのは、[1]「諸佛聖教」や「聖教如世尊言」などの用例が頻出すること、及び[2]「佛・世尊」の限定語はないがその内容が「十二分教」など佛・世尊の教説であることが明らかな用例が多々あることに依拠してである。

しかし[1]の場合、漢訳「諸佛聖教」や「聖教如世尊言」と原典との対応は、残念ながら不明である。この点で、同じく玄奘訳であり、『顕揚論』が「地中要」とする『瑜伽論』における「聖教」の漢訳——原典の比較検討は有益である。『瑜伽論』における「聖教」の検討はすでに勝呂信静『初期唯識思想の研究』pp.98-99に見られ、同 p.121註(12)にて漢訳のみ2例、サンスクリット対応1例（以下の①）の計3例が提示されている。

さて『瑜伽論』における「佛/如来—聖教」についてサンスクリットと玄奘訳の対応は大略以下の如くである（いまは漢訳のみの用例は省略、ただしその中に[2]「佛・世尊」の限定語はないがその内容からして佛・世尊の教説であることが明らかな用例も多いことを付言しておきたい）。

#### I. サンスクリットと玄奘訳が対応する例

- ①諸佛聖教（「聲聞地」405c）：buddha-anuśāsanam（SBh, 57-13）
- ②於佛聖教（「聲聞地」439b）：śāstuḥ śāsane（SBh, 285-7）
- ③如來聖教（「聲聞地」449a）：śāstur vacana-/（SBh, 2352-16）
- ④於佛聖教（「聲聞地」456a03/04）：śāstuḥ śāsane……/（SBh, 391-6/-7）
- ⑤引諸衆生入佛聖教（「菩薩地」493c）：sattvān buddhaśāsane 'vatārayati/（BBh, 46-19）

- ⑥諸佛聖教（「菩薩地」506c08）：buddhānām bhagavatām śāsane/（BBh., 84-4）  
 ⑦佛聖教（「菩薩地」511c）：buddhaśāsana-（BBh.,97-24）  
 II. サンスクリットと玄奘訳が対応しない例  
 ⑧大師所説聖教（「聲聞地」418a）：anuśāsaka（SBh, 133-7）  
 ⑨如来聖教（「菩薩地」491a22, 519b24）：śāsana（BBh.,38-22, 120-5）  
 ⑩佛聖教（「菩薩地」497b25, 513a01, 514a17）：śāsana（BBh.,58-8, 101-7, 104-12）  
 ⑪聖教（「菩薩地」497c）：buddhaśāsana（BBh, 58-15）

[BBh, *Bodhisattvabhūmi*, ed by N.Dutt ; SBh, *Śrāvakabhūmi*, ed. by K.Shukla]

これらの用例は次のことを示唆している。[1]については、佛聖教 / 聖教などと「buddhaśāsana / śāsana」などとは、かならずしも厳密に対応しない（佛如来：śāstr に対応もある）が、[2]の用例などを考慮すると、『瑜伽論』における「聖教」はほぼ仏の説かれた教えと理解されるとみて大過ないであろうし、このことは『顯揚論』の「聖教」についても妥当するであろう。

なお、『顯揚論』の Skt. 題名を想定する目的で同種の試み（漢訳→Skt.）が既に向井亮氏によりなされている（『顯揚聖教論』と『瑜伽師地論』中「二『顯揚聖教論』の題名考」（『仏教學』No.8）参照）。『顯揚論』の Skt. 題名についての論議は今省略する（この問題については原田和宗「経量部の「単層の」識の流れ」という概念への疑問（I）」（『インド学チベット学研究』No.1）, p.142, 注(15)を見られたい。また「聖教」についての『瑜伽論』検索に当たり、横山紘一・広澤隆之『瑜伽師地論総索引』（山喜房, 1966）を参照した。ご労作に謝意を表したい。ただ⑦及び⑩の後2例は対応するサンスクリットがあるにもかかわらず、同書では欠落している。

(4) 「攝事品第一」（大正31, 480b）

「一切界雜染 諦依止覺分 補特伽羅果 諸功德九事」（第一偈）

なおこの九事については上記『顯揚論』の科文第三章を参照されたい。また、先に本論で『顯揚論』の教義こそが、佛・世尊が教え説かれた真意を過不足なく伝えるものと論述したが、『顯揚論』がこの九事をもって論体構造（śāstraśarīra）をなしていることは、この九種の主題により佛・世尊の教説は過不足無く（余分なことも付加すべきことも無く）説かれていると理解されるのである。

(5) 「攝勝決擇品」第六「覺分決擇」の科文及びその概略は以下の如くである。

6 覺分決擇十一義

- |      |         |          |                      |
|------|---------|----------|----------------------|
| 6-1  | 三乘方便建立義 | kā.XI-32 | （三乗により覺分を建立する27種の方便） |
| 6-2  | 念住各三差別義 | kā.XI-33 | （念住の区分）              |
| 6-3  | 影像隨觀念法義 |          | （念住のいわれ）             |
| 6-4  | 所治九障義   | kā.XI-34 | （念住の所治障）             |
| 6-5  | 二種作意義   |          | （念住を習する二種の作意）        |
| 6-6  | 三種修別義   |          | （念住の三種の修）            |
| 6-7  | 二種不壞義   |          | （念住の二種の不壞）           |
| 6-8  | 修道斷沈掉義  | kā.XI-35 | （念住修位の二種の相應道）        |
| 6-9  | 觀察捨感盡愛義 |          | （念住修位の相應道の觀察）        |
| 6-10 | 三類對治義   | kā.XI-36 | （念住の三種と對治）           |
| 6-11 | 三心趣修義   |          | （念住修習と三心趣入）          |

(6) 「攝事品第一」の第六「覺分事」で論じられる28項目については上述『顯揚論』の科文を参照されたい。

(7) 上記註(5)の概略参照。「攝事品第一」第六「覺分事」に対する「攝勝決擇品」第六「覺分決擇」が他を省略して「四念住」決擇のみを専らにする『顯揚論』の意図については、遺憾ながら今のところ筆者不詳。今後の課題である。なお『顯揚論』が依拠した『瑜伽論』における四念住については、『聲聞地』vol. 28,440a, SBh291-5以下を参照されたい。

(8) 確認のため本文を引用する。

復次、頌曰。

爲斷於沈掉 相應道二種 觀察捨煩惱 及爲盡三愛

論曰。於念住修位中。爲斷沈掉故應修二種相應道。如『比丘尼經』及『取自心相經』說。

云何『比丘尼經』說。如彼經言。「爲斷沈沒故，應當思惟少分可愛清淨相貌。爲斷掉動故，復應略攝」。云何『取自心相經』說。如彼經言。「由不取自心相故，令心沈沒。由取少分可愛外相故，沈隨煩惱暫時斷息。然心未得定，復更略攝其心。見沈沒過，復取外相。見掉動過，後復更取自心之相。爾時，能斷沈掉隨煩惱，心得正定，略攝其心取自心相。離沈掉故」。

復次，由相應道觀察故，能捨煩惱，應知。如『鷄經』說。故彼經言。所言「鷄」者，喻行者心。「行非所行處」者，喻彼行者思惟可愛境界。「被鷄所執」者，喻彼行者爲貪纏所執。「鷄怨訴」者，喻彼行者心生變悔。「暫放捨」者，喻彼行者貪纏暫息。「土塊」者，喻五取蘊。「大場壠」者，喻無常觀。「窟穴」者，喻通達真如觀。「喚鷄子」者，喻觀察作意。「鷄迅來」者，喻彼貪纏將現在前。「入窟穴」者，喻思惟真如觀。「鷄自苦害」者，喻隨眠斷。

復次，此相應道當知，能盡三愛。謂，助伴愛・利養愛・後有愛。爲對治此故，顯我與法無有差。

(大正31,577c~578a)

(9) 昏沈 *styāna* と掉挙 *auddhatya* のこと。

(10) 奢摩多と毘鉢舍那の止觀道のこと。

(11) 『比丘尼經』：雜阿含經615經『比丘尼經』，大正2，172a；SN.47,10, *Bhikkhunī vāsako*。また、『瑜伽論』vol.97「攝事分」は雜阿含に対する瑜伽行学派の經典解釈であるが，この雜阿含(615經)については大正30,860abを見られたい。雜阿含經と『瑜伽論』「攝事分」との対応については，印順編『雜阿含經論會編』(中華民國72年)を参照した。この3種の經典は同(中)p.250以下に説かれる。さらに雜阿含と『瑜伽論』「攝事分」との関連については，向井亮『『瑜伽師地論』攝事分と『雜阿含經』』(北海道大学文学部紀要，XXXIII-2,1985)など氏の一連のご論放や上記『『顯揚論』の科文』[三]《II》を参照されたい。

なお『雜阿含』の出典箇所については，新編国訳一切經「阿含部1」末尾に掲載されている「第三雜阿含新旧巴互照表」を参照した。ここに引用される3種の經典はp.357に示されている。

(12) 『取自心相經』：離阿含經616經『厨士經』，大正2，172b；SN.47,8, *Sūdo*。またこの經典に対する『瑜伽論』vol.97「攝事分」の經典解釈は860bcを見られたい。

(13) 昏沈 *styāna* のこと。

(14) 掉挙 *auddhatya* のこと。

(15) 『鷄經』：雜阿含經617經『鳥經』，大正2，172c；SN.47,6, *Sakuṇagghi*。またこの經典に対する『瑜伽論』vol.97「攝事分」の經典解釈は以下に引用するように861aに説かれる。

(16) 鷄の一種。

(17) 鷹の一種。

(18) 畑の畝。

(19) 上述註記(11)・(12)・(15)参照。

(20) 『瑜伽論』「攝事分中契經事擇攝」はその冒頭に次のように云う。「如是已說攝異門。云何攝事，謂由三處應知攝事，一者素咀嚙事，二者毘奈耶事，三者摩咀理迦事」(vol.85,772b)。

(21) 以下に本文を引用する。雜阿含617經「鳥經」

(617) 如是我聞，一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊告諸比丘，過去世時有一鳥，名曰羅婆。爲鷹所捉，飛騰虚空，於空鳴喚言，我不自覺忽遭此難。我座捨離父母境界而遊他處故遭此難。如何今日爲他所困，不得自在。鷹語羅婆，汝當何處(173a)自有境界而得自在。羅婆答言。我於田耕壠中自有境界，足免諸難，是爲我家父母境界。鷹於羅婆起憍慢言。放汝令去還耕壠中。能得脫以不。於是羅婆得脫鷹爪。還到耕壠大塊之下，安住止處。然後於塊上欲與鷹鬪。鷹則大怒。彼是小鳥，敢與我鬪。瞋恚極盛駿飛直搏。於是羅婆入於塊下。鷹鳥飛勢臆衝堅塊，碎身即死。時羅婆鳥深伏塊下，仰說偈言。

鷹鳥用力來	羅婆依自界	乘瞋猛盛力	致禍碎其身
我具足通達	依於自境界	伏怨心隨喜	自觀欣其力
設汝有兇愚	百千龍象力	不如我智慧	十六分之一
觀我智殊勝	摧滅於蒼鷹		

如是比丘，如彼鷹鳥愚癡自捨所親父母境界，遊於他處致斯災患。汝等比丘亦應如是。於自境界所行之處，

應善守持，離他境界，應當學。比丘，他處他境界者，謂五欲境界，眼見可意，愛\*念妙色，欲心染著。耳識聲，鼻識香，舌識味，身識觸。可意愛\*念妙觸，欲心染著。是名比丘他處他境界。比丘，自處父母境界者，謂四念處。云何爲四，謂身身觀念處，受心法法觀念處，是故比丘，於自行處父母境界，而自遊行，遠離他處他境界，應當學。佛說此經已。諸比丘聞佛所說，歡喜奉行。(大正 2, 172c-173a)  
愛\*：大正は「受」であるが，Pali テキストを参照し，脚注の「愛」の読みを採る。

*Sakuṇagghi*を以下に引用する。*Samyutta Nikāya* vol.6, 47-6, pp.146-148。なお南伝 vol.16(上), pp. 364-366参照。

6. (6) *Sakuṇagghi*.

3. Bhūtapubbam bhikkhave sakuṇagghi lāpam sakuṇam sahasā ajjhapattā aggahesi///

4. Atha kho bhikkhave lāpo sakuṇo sakuṇagghiyā hariyamāno evam paridevasi// Mayam evamha alakkhikā mayam appapuññā ye mayam agocare carimha paravisaye// sacejja mayam gocare careyyāma sake pettike visaye// na myāyam sakuṇagghi alambhaviṣṣa yad idaṃ yuddhāyā ti///

Ko pana te lāpa gocarō sako pettiko visayo ti///

Yad idaṃ naṅgalakaṭṭhakaṇaṃ leḍḍuṭṭhānanti///

5. Atha kho bhikkhave sakuṇagghi sake bale apatthaddhā sake bale asaṃvadamānā lāpam sakuṇaṃ pamuñci/// Gaccha kho tvaṃ lāpa tatra pi me gantvā na mokkhasi ti///

6. Atha kho bhikkhave lāpo sakuṇo naṅgalakaṭṭhakaṇaṃ leḍḍuṭṭhānaṃ gantvā mahantaṃ leḍḍum abhirūhitvā sakuṇagghim vadamāno aṭṭhāsi/// Ehi kho dāni me sakuṇagghi// Ehi kho dāni me sakuṇagghī ti///

7. Atha kho bhikkhave sakuṇagghi sake bale apatthaddhā sake bale asaṃvadamānā ubho pakkhe sannāyha lāpaṃ sakuṇaṃ sahasā ajjhapattā/// Yadā kho bhikkhave aññasi lāpo sakuṇo Bahuṃ āgatā kho myāyam sakuṇagghīti// atha tasseva leḍḍussa antaram paccupādi/// Atha kho bhikkhave sakuṇagghī tattheva uram paccatālesi///

8. Evaṃ hi tam bhikkhave hoti yo agocare carati paravisaye/// Tasmā ti ha bhikkhave mā agocare carittha paravisaye// agocare bhikkhave caratam paravisaye lacchati Māro otāraṃ lacchati Māro ārammaṇaṃ///

9. Ko ca bhikkhave bhikkhuno agocarō paravisayo// yad idaṃ pañca kāmagaṇā// katame pañca///

10. Cakkhaviññeyyā rūpā iṭṭhā kantā manāpā piyarūpā kāmupasaṃhitā rajaniyā// Sotaviññeyyā saddā// la [pe]// Ghānaviññeyyā gandhā// Jivhāviññeyyā rasā// Kāyaviññeyyā poṭṭhabbā iṭṭhā kantā manāpā piyarūpā kāmupasaṃhitā rajaniyā/// Ayam bhikkhave bhikkhuno agocarō paravisayo///

11. Gocare bhikkhave caratha sake pettike visaye// Gocare bhikkhave caratam sake pettike visaye na lacchati Māro otāraṃ na lacchati Māro ārammaṇaṃ///

12. Ko ca bhikkhave bhikkhuno gocarō sako pettiko visayo// yad idaṃ cattāro satipaṭṭhānā/// Katame cattāro///

13. Idha bhikkhave bhikkhu kāye kāyanupassī viharati ātāpī sampajāno satimā vineyya loke abhijjhādomanassaṃ/// Vedanāsu// Cितte// Dhammesu dhammānupassī viharati// ātāpī sampajāno satimā vineyya loke abhijjhādomanassaṃ/// Ayam bhikkhave bhikkhuno gocarō sako pettiko visayo ti///

(22) 『瑜伽論』「攝事分中契經事菩提分法擇攝」(vol.97,860c16-861a2)

復次，有諸苾芻。於諸念住正勤修習。而是異生或有勝妙可愛境界正現在前，或復獨處得諸相狀，由失念故，不如理想以爲依止，率爾發起猛利貪纏。彼於此纏深心厭恥，謂如自身墮於厄難極鄙穢處，發起猛利思遠離心。由如是行，便於彼纏心得解脫。既解脫已心生歡喜，從此已後，起猛利厭，猛利厭後得無常想，如見大形發諸行塊，便於聖諦如實現觀，以其依止依附涅槃。又即有學觀察作意，於勝妙境思惟淨相，由

未永斷貪隨眠故，貪纏率爾生起現前，尋復於彼深見過患，爲欲斷此纏及隨眠入無相定。如是能斷餘未斷法，從定起已如實了知一切已斷，領受微妙(861a)解脫喜樂，如實觀見自己。成就大智力故，名爲彊盛。諸魔羅品其力羸劣。

なおチベット訳は次の如くである。

dran pa nye bar gzahag pa bsgom pa la brtson pa'i dge slong so so'i skye bo ni chags par 'gyur ba'i yul rgya chen po mngon sum du gyur pa 'am / yang na gcig pus gnang ba thob pas na brjed ngas pas tshul bzhin ma yin pa'i 'du shes la brten nas 'dod chags kun nas dkris pa drag po skyed par byed de // de kun nas dkris pa de la ngo tsha bas gnas te / bdag nyid sgobs su chud pa bzhin du sems pas 'bral bar bya ba'i phyir drag tu 'bad par byed do // de ltar byas nas kyang kun nas dkris pa de las grol bar 'gyur ro // grol nas kyang (D.de) yid bde bar 'gyur te / de'i 'og tu yang skyo ba drag por ro // skyo ba thob nas kyang de'l 'og (P.364b) tu mi rtag pa'i 'du shes kyi gshor chen po lta bus rmos shing 'du byed kyis [P.kyi] rnam pa thams cad khag ma lta bur brlog pa na / bden pa'i tshul ni yang dag pa ji lta ba bzhin du mngon par rtog [D.rtogs] nas mya ngan las 'das pa la bsam pa gzahag [P.bzahag] ste / slob pas [D.pa] yang spyod pa'i yid la byed pas yul rgya chen po de sdug par yid la beyd de / 'dod chags kyi bag la nyal de ma spangs pas 'dod chags kyi kun nas dkris pa de gro bur du skyes nas mngon sum du 'gyur ro // de de la nyes dmigs su lta bas kun nas dkris pa de bag la nyal dang [D.320b] bcas pa spang bar bya ba'i phyir mtshan ma med pa la snyoms par 'jug ste de ltar na de lhag ma spong ba yin no // de ting nge 'dzin de las langs te spangs pa yang khong du chud nas rnam par grol ba'i dga' ba dang bde ba yang nyams su myong la / bdag nyid ni ye shes kyi stobs chen po'i stobs dang ldan la bdud kyi phyogs ni stobs chung bar yang dag par mthong ngo // P.364a6-b4,D.313a3-b2.

- (23) 魔鷹品：bdud kyi phyogs。
- (24) このことは同時に『顕揚論』〈九 観察捨或盡愛義〉を通じて『瑜伽論』「攝事分」のこの箇所が、雑阿含「鳥経」*Sakuṇagghi* に対する経典解釈であることを教示してくれる。正直なところ、印順編『雑阿含経論會編』の当該箇所（(中)p.250以下）を読んでも、筆者には、雑阿含「鳥経」と「攝事分」との対応が直ぐには理解できず、『顕揚論』を通じて両者の対応に納得した次第である。
- (25) 「功德決擇」科文の詳細は上記『顕揚論』の科文を参照のこと。なお本稿では、「9-2 不共義」については、同 p.68掲載の「八義」説を採らず、同 p.76《IV》の論述に従い、pp.87-88掲載の「六義」説による。
- (26) 長尾雅人「一乗・三乗の議論をめぐって」（『中観と唯識』所収）、特に p.528参照。
- (27) この大乘の優位性を強調する議論（mahāyānamahatva）に(A)『菩薩地』「菩薩功德品」vol.46,548c, *Bodhisattvabhūmi* (ed.by U.Wogihara) p.297-7～、『顕揚論』「攝淨義品第二」vol.8, (B) MSA XIX-59, MAVT (安慧『中辺論疏』) V-1a, ASBh (『雜集論』) §118の二系統の有ることが知られている（佐々木教悟『インド仏教』p.210～参照）。この問題については稿を改めねばならない。
- (28) 宇井伯壽『瑜伽論研究』p.45参照。
- (29) 大乘非仏説論については、野沢静証「印度における大乘非仏説論」（『大谷学報』22-2,S16）を見られたい。そこではインドにおける代表的な大乘非仏説論として、瑜伽行派のMSA I-7及び中観派の清弁造「中観心論疏思擇焰第四聲聞真実決擇章」が詳細に論じられている。
- (30) 問、云何應知大乘言教是佛所説。答、由十種因故。一、先不記別故。二、今不可知故。三、多有所作故。四、極重障故。五、非尋伺境界故。若不先聞不能如是尋思計度。是故若言是餘所説不應道理。六、證大覺故。若未成佛能説佛教不應道理。七、無第三乘過失故。八、此若無有、應無一切智者成過失故。九、緣此爲境、如理思惟、對治一切諸煩惱故。十、不應如言取彼意故。(581b5～13)
- (31) 舟橋尚哉『大乘莊嚴經論の研究』（1985）p.7は-antarāyiを-antarāyikaṃ (cf. BHSDic. p.39L) に訂正する。それに従えば「もしこの正法を妨げるものを、その後、誰かが興起した、というならば」となる。今はこの訂正によらず、absolute lokative として読む。
- (32) 直前の3偈MSA (I-4～6) によって説かれた、仏説にそなわっているとされる三種の功德。すなわち斷障因功德 āvaraṇaprahāṇahetutva；自在因功德 vibhutvāhetutva；妙喜因功德 āryadhanopa-

bhoga-hetutva を云う。

- (33) この一文 SAVBh (Sthiramati, *Sūtrālaṃkāra-vṛttibhāṣya*) による。あるいは「よしんば、[世尊以外の者が] 説いたとしても、[誰も] それを信頼しないからである」との読解可能か？
- (34) 漢訳に「八義」とし、サンスクリットテキストが「七義」とするのは、この項を2と数えるか1とするかによる。

ところで、偈頌 *bhāvābhāve 'bhāvād* と MSABh とは、試訳の如く、太字 (偈頌)・下線でおのおの対応する。

*bhāva-abhāve 'bhāvād yadi mahāyānaṃ kiṃcid asti tasya bhāve siddham idaṃ buddhavacanam ato 'nyasya mahāyānasya-abhāvāt / atha nāsti tasya-abhāve śrāvakayānasyāpy abhāvāt / śrāvakayānaṃ buddhavacanam na mahāyānam iti na yujyate vinā buddhayānena buddhānām anutpādāt/*

他方、*bhāvābhāve 'bhāvāt* の蔵訳 (偈頌・世親釈, P・D版ともに) *yod dang med na yod med dang* は *bhāvābhāve bhvābhāvāt* を示唆し (後述 SAVBh の *yod dang med dang med pa dang* は *bhāvābhāve 'bhāvāt* に対応), 漢訳も同様に解釈する ((5)第五體者, 若汝, 言餘佛有大乘體, 此佛無大乘體。若作此執亦成我義。大乘無異體是一故。(6)第六非體者, 若汝言此佛無大乘體, 則聲聞乘亦無體。若汝, 言聲聞乘是佛說故有體, 大乘非佛說故無體。若作此執有大過失。若無佛乘而有佛出說聲聞乘者, 理不應故。)。それによれば、「有る場合は有るから、無い場合は無いから」の意となる。SAVBh の「*yod dang med dang med pa dang zhes bya ba la tshig sbyar ba ni yod na yod la med na med do zhes sbyar ro*」(P.19b2-3) の注釈もこの解釈を支持する。MSABh (*bhāvābhāve 'bhāvāt*) と蔵訳・漢訳・SAVBh (*bhāvābhāve bhvābhāvāt*) との乖離については再考を要す。ところで、この SAVBh が引用する MSABh (点線下線) の蔵訳は *bhāvābhāve 'bhāvāt* に対応する。つまり SAVBh は *bhāvābhāve 'bhāvāt* を引用しながら、*bhāvābhāve bhvābhāvāt* と理解して注釈を施したことになる。

- (35) SAVBh によれば、仏果を求道する大乘がなければ、成仏も無くなる。成仏無い場合は、聲聞乗もありえなくなる、と注釈する。漢訳も同意である。
- (36) ここの SAVBh については、新国訳大蔵經、瑜伽・唯識部12、袴谷・荒井校注『大乘莊嚴經論』p.406 補注上段の該当箇所を参照されたい。
- (37) MSA に依拠しあるいは敷衍していることや、『瑜伽論』「攝決擇分」の引用を通じて間接的に『解深密經』(瑜伽行学派所依の大乘經典) に依拠していることを考慮されたい。